

令和6年度第3回農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和6年6月12日(水) 午後1時30分から午後4時15分
 2. 開催場所 鳥取市総合福祉センター(さざんか会館)5階 大会議室

3. 出席委員 (17名)

会長	8番	濱田香	会長職務代理者	6番	田淵緑
委員	1番	福田淳一郎	委員		
〃	2番	中村精	〃	13番	藏内敏博
〃	3番	山田準二	〃	14番	石谷博隆
〃	4番	砂川重雄	〃	15番	柳田和廣
〃	5番	建部憲二	〃	16番	竹森潔
〃	7番	小林照美	〃		
〃	9番	小林光徳	〃	18番	岩永正司
〃	10番	下田義男	〃	19番	川上信温
〃	11番	河毛早苗			

4. 欠席委員 (1名)

委員	17番	福安修
----	-----	-----

5. 報告委員 (農地利用最適化推進委員: 14名)

旧市	太田忍	河原町	荻原誠
邑美	竹内七郎	〃	大谷太志
せんだい	森本寿夫	佐治町	山下増治
高草	前田洋	気高町	田中清晴
〃	宮本計温	〃	居川春好
湖東	佐々木文仁	鹿野町	橋本和夫
福部町	谷口泰彦	青谷町	井上智朗

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議事

議案第 15号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 16号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第 17号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 18号	非農地証明について
議案第 19号	鳥取市農用地利用集積計画について
議案第 20号	鳥取市農用地利用集積等促進計画について

第3 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理について
- (3) 公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
- (4) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

7. 事務局 川口局長 広谷局長補佐 堀係長 福田主任 小出主事

8. 会議内容

	開会：午後1時30分
川口局長	ただ今から、令和6年度第3回鳥取市農業委員会総会を開会します。 それでは、濱田会長にあいさつをいただきます。 (会長あいさつ)
川口局長	まず、定足数の確認ですが、17番 福安委員は欠席の連絡があり、18名中17名の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会は成立していることを報告します。 また、これ以降は、鳥取市農業委員会会議規則第4条第1項の規定に基づき、会長に議長として進行をお願いします。
議長	それでは、議事に入る前に議事録署名委員の指名をします。 本日の議事録署名委員は、議席番号10番 下田委員、11番 河毛委員をお願いします。
議長	それでは、議事に入ります。議案第15号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	整理番号14～23番の10件であります。 整理番号14番は、鹿野町鹿野で売買による所有権移転です。 整理番号15番は、大塚で贈与による所有権移転です。 整理番号16番は、気高町二本木で贈与による所有権移転です。 整理番号17番は、菖蒲で売買による所有権移転。 整理番号18番は、気高町下光元で売買による所有権移転。 整理番号19番は、向国安で売買による所有権移転です。 整理番号20番は、河原町本鹿で売買による所有権移転です。 整理番号21番、22番、23番は湖山町西一丁目と伏野で売買による所有権移転ですが、譲受人が同一者ですので、一括して審議をお願いします。
議長	それでは、整理番号14番を審議します。担当推進委員、橋本委員の報告をお願いします。
橋本委員	5月29日に砂川農業委員と現地確認を行いました。現地は、鳥の劇場の近くで畑となっています。譲渡人と譲受人は親戚関係で、今までも譲受人が管理されています。今後も畑として管理していくということで、チェックシートに照らしても問題ありませんでした。
議長	引き続き、担当農業委員、砂川委員の報告をお願いします。
砂川委員	橋本推進委員の言われたとおりですけど、付け加えますと、譲受人も高齢となり今後のことを心配して、私に相談があり申請となりました。
議長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	無いようですので採決に移ります。 整理番号14番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。

		引き続き、整理番号15番を審議します。担当推進委員が欠席ですので、担当農業委員、小林(光)委員の報告をお願いします。
小林(光)委員		5月31日に譲渡人の家族、譲受人、事務局2名、私とで現地確認をいたしました。譲渡人と譲受人は仲良しの関係ということで、お二人の間で賃貸借契約を締結されて譲受人が耕作されていました。これを機に譲受人に譲るといことです。譲受人は、地域内で水稻を中心に、トラクターなどの農機具を保有して家族で耕作されています。チェックシートに照らしても問題ないと判断いたしました。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号15番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号16番を審議します。担当推進委員、居川委員の報告をお願いします。
居川委員		6月5日に事務局2名、柳田農業委員、田中推進委員と私で現地確認を行いました。譲受人の息子さんに贈与するといことです。農業機械は、コンバイン、トラクターを確認しました。田植え機は共同利用といことです。
議	長	引き続き、担当農業委員、柳田委員の報告をお願いします。
柳田委員		少し追加させていただきます。報告のとおり申請人は親子関係で生前贈与なのですが、贈与税が発生するといことで1筆ごとされており、これが3回目となります。残りを確認したら、3年ぐらいかかるとのことでした。親子間であり、問題ないと判断いたしました。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号16番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号17番を審議します。担当推進委員、前田委員の報告をお願いします。
前田委員		6月4日に事務局、中村農業委員、私、譲受人で現地確認を行いました。現地は、譲受人の自宅の玄関先でありまして、譲渡人は県外にお住まいなので、以前から譲受人が耕作しておられた土地であります。譲受人は、地区内の農業をどうしていったらいいだろうかと問題意識を持っておられる方で、耕作上全く問題ありませんし、農機具もきちんと備わっておりまして、チェックシートでチェックしたところ、何ら問題ありませんでした。
議	長	引き続き、担当農業委員、中村委員の報告をお願いします。
中村委員		前田委員が報告したとおりです。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)

議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号17番につきまして、原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号18番につきまして審議します。担当推進委員、居川委員の報告をお願いします。
居川委員		現地確認は先ほどの16番と同じです。現地は譲渡人からよく見させていただいていた土地です。譲受人は、かなりの面積を耕作されており、農機具等も確認させていただきました。
議	長	引き続き、担当農業委員、柳田委員の報告をお願いします。
柳田委員		譲受人の自宅から車で3分のところで、譲受人の土地が近くにあり、一体的に効率よく耕作をしたいということで購入されるようです。トラクター、田植え機、管理機などの農機は問題ありません。息子さんが専業農家であり問題ありません。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号18番につきまして、原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号19番を審議します。担当推進委員、森本委員の報告をお願いします。
森本委員		6月4日に事務局、建部農業委員、私の3名で現地確認を行いました。申請地は水稻耕作を目的による購入であり、チェックシートに照らしても違反はなく、問題なしと判断しました。
議	長	引き続き、担当農業委員、建部委員の報告をお願いします。
建部委員		こちらから追加することはありません。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号19番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号20番を審議します。担当推進委員が欠席ですので、担当農業委員、田淵委員の報告をお願いします。
田淵委員		6月2日に漆原推進委員、私、譲受人で現地確認を行いました。譲受人が本家で、譲渡人が分家ということです。譲渡人はこの地域に住んでいなく、譲受人に処分の相談をされていたようです。申請地は集落からそんなに離れてないところの畑で、以前から譲受人の奥さんが管理しており、売買が成立しても何も変わらない農地であり、チェックシートに照らし合わせても問題ありません。

議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号20番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号21番、22番、23番は関連がありますので一括審議します。担当推進委員、佐々木委員の報告をお願いします。
佐々木委員		6月10日に事務局、川上農業委員、山根(一)推進委員、私と譲受人の5名で現地確認を行いました。譲受人は、畑を借り耕作されており、直売所に出荷されています。平成28年頃まで水田耕作をされています。整理番号21番は以前から耕作をされています。整理番号22番、23番は休耕地ですが、一筆だけ譲渡人が家庭菜園程度で利用されています。譲受人の経緯を湖東大浜土地改良区にも確認しました。地元にも知り合いがあり、今回の売買にいたったようです。
議	長	引き続き、担当農業委員、川上委員の報告をお願いします。
川上委員		それでは、どのような作物をするかということですが、らっきょう、玉ねぎ、夏野菜、豆類、根菜類というものを作っておられます。本人は福部でらっきょうの観光農園をされていたとのこと。佐々木委員からも平成28年頃までは借りて水稲耕作をされていたようですが、集落営農のため返されていますが、湖山地区で野菜を作り、直売所に出荷されている事実があります。建設業をされていることからすぐに転用されないか確認しましたが、営農計画書の提出と湖東大浜土地改良区の職員にも確認をして、大丈夫だと確認いたしました。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号21番、22番、23番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 以上で議案第15号「農地法第3条の規定による許可申請について」を終わります。 続きまして議案第16号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局		整理番号5番の1件でございます。 整理番号5番、申請地は青谷町楠根、転用目的は墓地、農地区分は第1種農地、許可根拠は集落接続です。
議	長	整理番号5番を審議します。担当推進委員、井上委員の報告をお願いします。
井上委員		5月30日に事務局、竹森農業委員、私で現地確認を行いました。現在の墓地が山の中にあって、自宅近くに作りたいということの申請です。墓地にする部分以外はそのままだとして利用されるとのことです。周りの農地には影響は無く、周辺住民からの同意を得られておりますので、問題ありません。

議 長	引き続き、担当農業委員、竹森委員の報告をお願いします。
竹 森 委 員	井上推進委員の報告に少し付け加えますと、当該地の北側は申請人の屋敷と進入路。南側が農道を隔てて田となっております。東側は県道に面にし、西側は山林という状況です。そういうことで、周辺農地への障害は見当たりません。
議 長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	無いようですので採決に入ります。 整理番号5番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 以上で議案第16号「農地法第4条の規定による許可申請について」を終わります。 続きまして議案第17号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	整理番号7番と8番の2件でございます。 整理番号7番、申請地は福部町湯山、転用目的は太陽光発電施設、農地区分は第1種農地、許可根拠は集落接続です。 整理番号8番、申請地は河原町曳田、転用目的は住宅建築、農地区分は第2種農地、許可根拠は集落接続です。
議 長	整理番号7番を審議します。担当推進委員、谷口(泰)委員の報告をお願いします。
谷口(泰)委員	6月5日に濱田会長、事務局、私、譲渡人の親族、譲受人の担当者2名で現地確認を行いました。現地は、日当たりはいい方ですが、もう何年も放置されており、背の高さぐらいの芦が生えています。申請地の南側は川を挟んでコンビニや自動車整備工場等があり、北側に唯一水田があります。その周辺は全て荒地です。譲受人は太陽光発電施設の業者で、周辺農地の方から同意を取っておられましたし、コンビニや自動車整備工場さんからも口頭で同意を得るとのことです。チェックシートに照らし合わせても問題無いと確認しました。
濱 田 会 長	担当農業委員ですが、谷口推進委員の報告に相違ありません。
議 長	質問、意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	無いようですので採決に入ります。 整理番号7番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 整理番号8番を審議します。担当推進委員 大谷委員の報告をお願いします。
大 谷 委 員	6月6日に田渕委員、私、行政書士で現地確認を行いました。申請地は、隣接地に農地は無く、現在は耕作もされておりません。隣地についても以前に宅地として許可を得ており、問題ありません。
議 長	引き続き、担当農業委員、田渕委員の報告をお願いします。
田 渕 委 員	特に付け加えることはありません。

議	長	質問、意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号8番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 以上で議案第17号「農地法第5条の規定による許可申請について」を終了します。 引き続き議案第18号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局		整理番号20番から26番までの全部で7件となります。申請地、申請者、事由、現況につきましては議案書に記載の通りです。
議	長	整理番号20番を審議します。担当推進委員、山下委員の報告をお願いします。
山下委員		5月31日に現地確認を行いました。合併前に圃場整備をしたときの残地を佐治村名義として、合併により鳥取市となったものです。現在は、今年の台風により土砂などが流入して凸凹になっており、チェックシートに照らし合わせて、非農地証明が妥当だと判断いたしました。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号20番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号21番を審議します。担当推進委員、竹内委員の報告をお願いします。
竹内委員		申請地は隣接した土地になります。5月31日に岩永農業委員、事務局、私で現地確認を行いました。現地は雑木と竹藪で耕作されておられません。転用の事実行為から20年以上経過し、農地行政上も特に支障がないと認められる土地であり、非農地で問題ありません。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号21番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号22番を審議します。担当推進委員、荻原委員の報告をお願いします。
荻原委員		6月6日に事務局、河毛農業委員、私、申請人の合計4名で現地確認を行いました。場所は上から3つはまとまっており、あとは別々なので合計5か所を回りました。上から3つは、以前は梨の果樹園でしたが止めて50年ぐらいになり、昔は周りにも果樹園はあったようですが、全て止められて、現地たどり着くのに道も無く耕作ができない状態になっています。次に■■■は、現地までの通路はありましたが、先ほどと同様に3

0年近く放置され竹藪状態で境界も不明な状態です。■■■は30年近く放置され山林状態です。■■■は、境界はあるみたいですが、現在は杉林の状態になっており、大きさからかなりの年月が経っていると思われます。■■■は、以前は富有柿や畑として利用されていましたが、現在は柿の木が数本残っていましたが、荒地となっており、周辺も同様でした。すべてが、チェックシートの③に該当すると考えられます。

議 長 質疑・意見はございませんか。
(質疑・意見なし)

議 長 無いようですので、採決に移ります。
整理番号22番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。
整理番号23番を審議します。担当推進委員、田中委員の報告をお願いします。

田中委員 6月5日に柳田農業委員、居川推進委員、事務局2名、私と申請人と現地確認を行いました。現地は昭和55年に新築した住宅と小屋が建っておりました。北側、西側は林となっており、南側は畑地として耕作されておりましたが、境界が擁壁となっており影響はありません。転用されてから20年以上経過しているもので、問題無いと思います。

議 長 質疑・意見はございませんか。
(質疑・意見なし)

議 長 無いようですので、採決に移ります。
整理番号23番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。
整理番号24番を審議します。担当推進委員、宮本委員の報告をお願いします。

宮本委員 5月31日に小林(光)委員、事務局2名、私、申請人で現地確認を行いました。山間地の県道沿いで数十年前から畑地のまま建築をされていたようです。住宅と作業小屋があり、宅地化されています。宅地にしても周辺農地に悪影響を及ぼすことは無く、チェックシートを確認しても懸念されることはありませんでした。

議 長 質疑・意見はございませんか。
(質疑・意見なし)

議 長 無いようですので、採決に移ります。
整理番号24番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。
整理番号25番を審議します。担当農業委員、福田(淳)委員の報告をお願いします。

福田(淳)委員 6月3日に事務局、私、森推進委員、現在使用されている人の4人で現地確認を行いました。県道沿いの集落内で、周辺には農地はありません。元々、50年ぐらい前に水はけの悪い三角形の田んぼがあって、使い道が無く商店が来たのでその倉庫として埋め立てて使っても良いと言って使っていたようです。周辺に農地は無く、転用から20年以上経過し、農地行政上も特に問題がないと認められます。

議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号25番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号26番を審議します。担当推進委員、太田委員の報告をお願いします。
太田委員		5月30日に蔵内農業委員、事務局、私で現地確認を行いました。一応、園長には断りを入れ、園内には入らないようにいたしました。■■■と■■■は、昭和54年に公立保育園が建築され、■■■は、平成元年から園庭となっています。
議	長	質疑・意見はございませんか。
山田委員		行政が行ったことなのですが、なぜこうなったかを教えてください。
事務局		元々、農地転用の許可不要で扱われていた経緯がございます。取得して保育園になった後に登記地目を変更せずに残っているということです。
山田委員		許可不要だったかもしれませんが、転用したら地目変更の手続きをするべきではないか。
事務局		そのとおりだと思います。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号26番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 以上で議案第18号「非農地証明について」を終了します。 続きまして議案第19号「鳥取市農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局		鳥取市長から、令和6年6月25日告示予定で農用地利用集積計画の決定を求められています。 利用権を設定しようとするものが、新規8件、更新23件、計31件、面積は、田が60,803㎡で、畑が5,392㎡、その他が9,665㎡となっており、計75,860㎡です 権利種別の内訳は、賃借権18件、使用貸借による権利13件となっています。 以上で説明を終わります。
議	長	議案第号につきまして一括して質疑・意見を伺います。何かありませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 議案第19号「鳥取市農用地利用集積計画について」原案どおり決定することに異議ございませんか。 (異議なし)

議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。 引き続き、議案第20号「鳥取市農用地利用集積等促進計画について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事	務	局
		これは、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、鳥取市が作成した農用地利用集積等促進計画（案）について、農業委員会の意見を聴くものです。 今回、鳥取県農業農村担い手育成機構が中間管理権を取得し、農業者等に配分する農地の面積は、田が224,153㎡で、畑が1,446㎡となっております。権利種別の内訳は、賃借権78件、使用貸借による権利48件の合計126件となっております。 農地中間管理事業の推進に係る法律第19条第2項の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。以上で説明を終わります。
議	長	一括で質問・意見を受け付けます。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 議案第20号「鳥取市農用地利用集積等促進計画について」、原案どおり決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。 それでは、報告事項に移ります。 報告事項 (1) 農地法第4条第1項第8号の例外規定による届出書の受理について (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理について (3) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について (4) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
議	長	無いようですので、以上で本日の審議を終了したいと思います。これで令和6年度第3回鳥取市農業委員会総会を閉会といたします。 閉会 午後4時15分